

年金

社会保険庁からのお知らせ

大切な年金記録をお届けします。住所変更はありませんか？

約5000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ（氏名、性別及び生年月日の突合せ）等を行い、その結果、記録同士が結びつくと思われる方々については、平成19年12月以降、順次、加入期間及び加入履歴を記録した「ねんきん特別便」を送付していきます。

「ねんきん特別便」は、現在、社会保険庁で管理している記録に基づいて作成いたします。

現在の住所に変わった届出がされていない場合は・・・

社会保険庁にお届けいただいている住所が現住所と違う方のお手元には「ねんきん特別便」をお届けすることができません。

ご住所の訂正（変更）は、ご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが下記のいずれかの窓口へお申し出をお願いいたします。

- ◎国民年金に加入されている方は、役場の町民福祉課窓口へ
 - ◎厚生年金に加入されている方やその配偶者の方（※）は、お勤めの会社などへ
 - ◎年金を受給されている方は、最寄の社会保険事務所へ（四日市社会保険事務所 353-5516）
- ※会社員や公務員の被扶養配偶者の方

国民年金や厚生年金の老齢年金等を受給されているみなさんへ 「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

国民年金・厚生年金の老齢年金や老齢基礎年金などは、税法上「雑所得」とみなされ所得税の課税対象になっています。

そのため、社会保険庁は年金を支払う際に所得税の源泉徴収を行い、老齢年金などの受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」が1月31日までに送付されます。

2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人は確定申告のとき源泉徴収票の添付が必要になりますので、大切に保管してください。

障害年金や遺族年金については課税対象とはなりませんので源泉徴収票は送付されません。

有料広告掲載欄

ゆとりある社会の実現をめざして、未来に向かって前進。

カネソウは、人間性豊かな、ゆとりある社会の実現を目指して常に皆様のお役に立ち続ける企業でありたいと考えています。

これからも建築・福祉・環境・都市景観・防災関連をはじめとした分野で、きめ細かな商品とサービスを皆様に提供してまいります。



耐震補強装置 仕口ダンパー

カネソウ株式会社

<http://www.kaneso.co.jp/>

三重県三重郡朝日町大字縄生81番地
TEL (059) 377-3232 FAX (059) 377-3905